

### (その 123) 本人の意思が活かされた遺言書の作成

10月中旬川崎区京町に住むYさんより、「永年お世話をしてきた東京大田区に住む82歳になる一人暮らしの叔母が初期の認知症の症状が出てきたので介護施設に入所しましたが、身寄りが高齢で病弱の兄一人です。私は叔母の姪になりますが、土地とマンションと貯金と株券合わせて大変な金額の財産がある事が分かりこの先どのようにするのが良いか相談にのってほしい」という内容でした。

所長は認知症が進行すると公正遺言書の作成がむずかしくなるので本人の意思表示ができるうちに急いだほうが良いとアドバイスをしました。

85歳になる叔母のお兄さんと70歳の姪のYさんと一緒に同行し公証役場に行きM公証人に叔母の状況と意思を伝えました。

叔母さんの意思は遺産は、第一に兄さんへ、第二にYさんに遺贈するという内容の公正遺言書を作成することでまとめました。

急ぎ公正遺言書(案文)を作ってもらい、数日後にM公証人と第三者の立会人2人とお兄さん、Yさんの6人で介護施設に出向き公正遺言書を作成することができました。

先日は、お忙しい中お手数をおかけ致しました。おかげさまで昨日無事「遺言書」が作成できました。「ボケ」る前で本当に良かったです。ありがとうございました」とYさんがセンターにお礼に見えました。